

アスベストの状況につきましては、できるだけ早い時期に実施をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

細部につきましては、部長から答弁をいただきますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思います。

それから、次に市のPRについてでございます。市独自によるカードやはがきの発行についてでございますけれども、市を対外的に、あるいは市民に十分理解をしてもらうためにはPRをすることは大事なことでと考えております。本市でも市勢要覧や市制十五周年記念を出して市内マップや七夕等の行事にかかわって、たばこや商工会青年部が発行したテレフォンカード等によりまして、またレコードや映画等もあるわけでございます。実務上におきましては節目の年、例えば市制二十周年等を考えられると思っておりますので、御提案をいただいた点を含めまして研究をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、国道一六号線の歩道等について、歩道の整備と負担についてということでございますけれども、おかげさまでもちまして、国道一六号線については順調な整備がなされておるわけでございまして、御質問は個人負担の割合等のことでございますので、部長から答弁をいただきますので、よろしく願います。

次に、ごみ処理について、余熱利用等の二次利用でございますけれども、現在の西多摩衛生組合のごみ処理施設は、第一施設が昭和四十年から、第二施設が昭和四十七年からそれぞれ稼働しておりますが、施設も大変に老朽化をいたし、また人口の増加や生活水準の向上に伴いまして、ごみの量が増大いたし、処分の上からも大変困難となっておりますので、施設の改善の検討がなされております。衛生組合議会においても先進市の施設の視察も実施いたしておりますので、御指導の件につきましては、今後組合議会並びに構成市町において十分検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

次に、国有農地について、農地の貸し付けと転用貸し付け等についてでございますが、御提案の未貸し付けの国有農地についての有効利用の考えはどうかということでございますが、個々の土地の広さ、形状、所在の位置関係などといった実態をまず確認をしながら、あわせて旧地主の方の御意向なども考慮しなければなりませんので、それからの問題を勘案しながら今後検討したいと思っております。

なお、その他の点につきましては部長から答弁をいただきます。

それから、福祉問題について、総合福祉センターの計画、その内容についてであります。

先ほど宮沢議員さんの御質問に対しまして御答弁を申し上げておきましたが、現在、用地取得に取り組んでいるところでございまして、また施設等につきましては福祉部において調査、検討をさせていただきますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

答弁にかえさせていただきます。

○市民部長（小野光朗君） それでは、まず最初にアスベスト問題についての人体に及ぼす影響ということでございますので、市長の補足答弁をさせていただきます。

アスベストの人体に及ぼす影響についてでございますけれども、急性障害といたしましては軽度の局所刺激あるいは中等度の吸入障害があります。また慢性障害となってきましたと石綿肺というのが起こったり、気管支炎症を伴う呼吸困難、心悸高進など肺機能の障害を起こすとされております。また疫学的には長い潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮腫の原因になるといふことが言われております。以上でございます。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しいただきまして、何点かにわたりまして市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、アスベスト問題に関連をいたしまして石綿管に伴う水道水の人体への影響と、そういう御質問があったと思いますが、この点につきましては、きのう、やはり御質問いただいておりますけれども、資料についてはきのう申し上げた内容でございます。特に、この資料の範囲ですと水道水が人体への影響はないと、そういうことでございます。また、そういう関係については分析がまだ全部されてない部分がございますので、そういう分析がされてない部分について今、その分析方法等、国の段階で今検討を進めていると、そういう状況でございます。

それから、国道一六号沿いの歩道等についてということでございますが、国道一六号線の拡幅に伴う歩道整備、とりわけ連続する福生武蔵野商店街と横田商店街との約一・六キロの区間についてのことと思いますが、この区間については十年ほど前から何かと協力体制が一応組まれてまいりました。特に都市計画変更の際には、建設省と協議していた緩衝帯、具体的には御指摘の歩道部分の環境対策を駐車帯について等、設計段階でよく協議をすることになっていました。したがって、このことを受けまして建設省はもとより、道路管理者であります警視庁とも、市が中に入りまして十分協議を重ねた結果、地元の意向を十分反映した形で計画がまとまったと、そういう経過がございました。

その負担割合でございますが、純然たる地元負担については恐らく一五%以下と、そのように一応考えております。これは交通量の増加と交通公害が予想される中で、拡幅計画に対しまして協力姿勢を買かれた地元の御理解にこたえて建設省の対応でございますして、建設省としては大変道路に寄与された結果だと、そのように一応理解あるいは評価をしてございます。

なお、ここまで来るに際しまして、それに関係する議員さん大変いろんな形で御配慮いただきましてここまで来たと、そういうことについて、あわせて御報告をさせていただきます。

なお、この工事でございますが、すでに車道部分等についてもほとんど着工してございまして、九月中には、いわゆる歩道部分に対する一応地元との事務手続、そういったものも一応終わる予定になっておりまして、予定をされております六十二年度中、来年の三月までにはすべてが一応完成する、そういう予定になっておりますことを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君）

続きまして、国有農地についての御質問につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

御質問の内容でございますけれども、現在福生市には農耕用の貸付地が四万平米ございます。それから、転用貸し付けが現在六千四百四十五平米ございます。それから、国の管理しております未貸付地が今一万四千四百十五平米、合計五万七千八百六十六平米あるわけでございます。

そうしまして、先ほどの御質問の内容で、農耕貸し付けの所を地代によってどうして売り払いしないのだというふうなことだったと思うのでございますけれども、これは昭和二十二年の十一月に次官通達がございまして、土地区画整理施行地区でございますか、そういう所におきます自作農農地の自作農創設特別措置法に基づく土地の売り払い等についての通達が出てございます。

その中で、土地区画整理地区の農地を買収した場合、都市の将来の発展を考慮して、次のような地区の農地は農家に売り渡さないということで政府が保留するということになっております。それは鉄道軌道の駅を中心とする半径三百メートル以内の区域、あるいは主要幹線道路の沿道から奥行き百メートルというふうな、こういうふうなことがございまして、これは国有農地を、農地として国が買収して貸し付けはしておりますけれども、いずれ市街化する農地でございますので、それについては売り払わないんじゃないかというふうなことのようでございます。

それから、あと転用貸し付けでございますけれども、現在は目的が必要やむを得ない限り、原則として貸し付けしないというふうなことも、そのような趣旨から出ております。

あと、未貸し付けの放任につきましては、市長が先ほど御答弁申し上げましたとおり、農業委員会といたしましても、そういうことの放任とか、何ですか、いろんな用途を勝手に使っているというふうなことがございましたけれども、これについては国の方への連絡等をとっていきたいと思います。以上でございます。

○福祉部長（生子国利君）

先ほど、市長から御答弁申し上げておるんですが、用地、建物、費用の点について説明してもらいたい、こういうことですが、先ほど市長から御答弁、それから前に宮沢議員さんにも御答弁を申し上げてあるとおり、用地は今買収中です。

内容につきましては、今現在、福祉部で素案をつくって、さらにプロジェクトによってこれをたたき上げるということになってますので、いましばらくの間、御猶予いただきたいというふうに考えています。

○一番（田村正秋君）

大変申しわけないんですが、アスベストに関してもう一度ちょっとお伺いします。

ソ連のチェルノブイリの原発の事故がありまして、これは話がちょっと違うかもしれませんが、ヨーロッパの作物が少しずつ汚染されているというような事実があります。そして日本にそれを輸入されている作物に關しましてもわずかな放射能が検出されているという事実があります。やはり毎日食べる物、毎日飲む物に關しまして同じようなことが言えると思うんですね。だから、アスベストの安全濃度ははっきり言ってないわけですね。それが水道に關しまして毎日流れてきているわけですから、この辺の御見解というのはどのように考えているかという点につきまして、もう一度お伺いします。

それから、市のPRですが、これはさっき文化プロジェクトというものが出されておりますが、これも、このPRに關しましてその文化プロジェクトが一枚加わり、大きな市制誕生二十周年ですか、それに向けての何かの施策がなされているかという点、それから、単なるPRだけにとどまらず、今回のたばこにしても一年じゅう売られるような市のPRができるような、そういうたばこの扱いですね、そういうたばこのが考案できないかということについてもお伺いします。

それから、一六号のことでございますが、これは本当にすばらしい事業でありまして、福生のモデル商店街という、西口の現在の景気というものは確かに悪いわけでございますが、横田商店街も、やはり同じような取り扱いだと思ひます。

そして二斜線に路側帯がつく、駐車場がつくという観点で大分利用されるんじゃないかと思いますが、以前、私も経験があるんですが、工事が終わったとともに、駐車スペースですか、自分所に入る切り下げの部分が突然なかったりするわけです。そういう手落ちがないように。

次に、四点目ですが、ごみ処理施設についてですが、私も、先日、町田のリサイクルセンターというものを見学したんですが、ここは余熱利用によって熱帯植物とか、あるいは温室栽培というものをやっているわけですが、できまじたら、そういった総合施設、そういったものの考えがあるのかどうかという点につきまして御質問します。

それから、国有地の問題でございますが、以前、農耕貸し付けに關しまして東福生の某小学校用地ということで払い下げになりましたが、現在、それが空き地になっているわけでございますね。市の建設が、都市計画ですか、ちょっとわからないんですけれど、これはもうかなり検討したと思うんですよ。当然、その学校の人数割というふうな、増加指数ということも当然考えられたにもかかわらず、現在、大切な土地ですね、それが払い下げられ、なおかつ、それが利用されていないという現状のいきさつ、それから、農耕貸し付けに關しまして、国有地を耕している方は我々の親であり、祖父であるわけですね。そういった人たちが今後減少するのはやむを得ないと思うんですが、その辺につきましてどのようなことを考えているかという点につきまして御質問します。

それから、総合福祉センターですが、これは熊川にありまして、ただいま建ぺい率三〇%であるわけです。このために建設がどうしても限られてしまうというふうなことが当然出てくると思うんですが、その辺の建ぺい率の見直し等につきまして、理事者側はどのように考えているかという点につきまして、再度御質問いたします。

○建設部長（森田 進君） 何点かにわたって答弁をさせていただきます。

まず、アスベストに關連をいたしまして、水道水の人体への影響ということでございますが、これにつきましては大変私の方も資料不足で申しわけございません。

このアスベストの關係につきましては、いわゆる肺へ入る部分と胃へ入る部分がございまして、今いろいろ問題になっておりますのは、空気中から一応体内に入りまして、それが肺に入って肺がんだとか、あるいはアスベスト肺、そういうふうになる危険性があると、そういうふうな形で指摘されて、また社会問題になっているわけでございます。胃に入った場合の健康影響等については特にデータが得られてないと、そういう状況でございます。WHO 世界保健機構ですか、

のガイドラインにおいても、水道水中のアスベストについてはガイドライン中は示していないと、そういうことでございます。まして、環境庁の方が一応、望ましい水質目標値と、そういう形で石綿の濃度を十ミクロン以上の長さとしてございますが、長さのものが一リットル当たり七十万本以下のものについては、一応一つの水質としては問題ないだろうと、そういうふうに一応決めているようにございます。

日本の場合には、現在の水道源水については特にそういった石綿を含んでいることはございません。また石綿管を使用することによって、それが今申し上げましたリッター当たり七十万本を超えると、そういうふうなことは考えられないと。そんなふうに一応示されております。

そんなことから、特に今の水道の問題については、石綿管が使われてても健康影響としては差し支えないと、そんなふうな一応判断が出ているわけでございます。

大変申しわけありませんが、私どもの方で知り得た資料については以上でございます。あと、現在国の方でもこういった問題についても一応研究あるいは分析調査をすると、そういうようでございますが、それらの一応結果を待って、また私の方なりにもこういうものについて検討していきたいと、そのように一応考えます。

それから、国道に關連をいたしまして、いわゆる歩道への切り下げ工事に対する御質問かと思いますが、これらにつきましては、現在歩道について新しく整備するわけでございます。それぞれ商店の意向、そういったものも十分組み入れた形で歩道整備を行うと、そういうことでございますので、今時点で切り下げとか、そういった問題については要望があるものについては十分配慮した形で整備ができると、そのように一応判断をしております。

それから、もう一点、最後の総合福祉センターに対する建ぺい率でございますが、御指摘のように非常に広い面積を持っているわけですが、その中で、いわゆる奥多摩街道に面している部分、これについては路線化の關係がございまして、建ぺい率については六十の二百、それから奥については、一種住専でございます。三十の六十と、そういうふうな形の指定がしております。

それで、現在見直しをこれから行うわけですが、この見直しの中で、それらが例えば二種住専で容積率あるいは建ぺい率を引き上げることができるかと、そういう御質問だと思いますが、なかなか、この見直しの問題については、もう少し広い範囲で一応見直さなきゃならないと、そういう問題がございまして、この一地域だけを指定をしまして用途

地域の指定をしていくと、そういうふうなことにしてはなかなか難しいであろうと、そんなふうに一応判断をしております。

ただ、この敷地に対する利用の方法につきましては、現在、建築を急いでおります熊川の地域体育館、あそこも一応一種住専で整備をしている。そういうことでございまして、一応、整備につきましましては建築基準法の中で示されておりますただし書き等利用しまして公共性の強いものについては、そういう措置がとられると、そういうふうなことでございますので、その中で整備を進める必要があるだろうと、そのように一応考えております。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君） それでは、ごみ処理につきましての御答弁を申し上げます。

御指摘のとおり、この施設は四十年に第一施設、それから四十七年に第二施設というふうに、この処理施設ができてございます。その当時としては最新の技術とか設備を誇っていたんでございますけれども、すでにもう大分経過いたしました、時代的には多少そういう問題が出てくるんだと思います。

最近、御指摘のとおり町田等においてはそういうふうな公園的なものも整備されているというふうに聞き及んでおります。ただ何分にも、これは四市町の組合の処理場でございますので、それらにつきましましての御質問の内容等については十分勘案しながら、それらについて、その組合の中で反映させるようにお話ししていきたいと思っております。以上でございます。それと、次に国有農地で農耕貸し付けが今四万平米ばかりあるわけでございますけれども、転用貸し付けの場合はほとんどできたのに、農耕貸し付けは年をとっていく方がほとんどふえていくとどうなっていくんだということでございますけれども、当然農耕貸し付けでございますので耕作意図があるわけでございます。お年寄り等ができなくなったというふうなことから、あるいは相続というふうな問題が出てくると思うんですけれども、その場合には当然次の方に継承されて、その世帯の方で、農耕をする世帯の方に継承されるというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。○企画財政部長（内田和雄君） 市のPRにつきましまして、文化プロジェクトチームで市制二十周年にどんなことを考えているかというふうな御質問でございますが、文化プロジェクトでは直接市の施策としてPRの問題を扱うというところまではいっておりません。もっと原則的なことを現在研究しているというところでございます。

それから、たばこの関係でPRのために一年じゅうたばこが販売できないかという御質問だと思うんですが、現在は観光的事業、これは一回について十萬個ということでございます。七夕の関係でPRをするためにつくっていただいております。

ます。

それから、あと市制施行記念というんですか、これは町の場合はないそうですが、市制の場合においては二十年以上ということになりまして、あと五年ごと、要するに二十年、それから二十五年、三十年というふうな五年ごとに発売ができるというふうなことで、これは一回十萬個に満たなくとも、こういうたばこが発売できるというふうなことに現在なっているようでございます。今のところ、ただ一年じゅうPRというたばこはちょっと今のところ、販売できないというのが現状でございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○一番（田村正秋君） 一番のアスベストについてですが、これも先ほどから、とにかくその安全性が問題にされているわけですが、今後、理事側が市民の方々に、そのアスベスト製品の注意ですか、それから、その実態調査を行えるような体制をとるのかという点について再度質問します。

それから、二点目の市のPRですが、ちょうど市制誕生二十周年を迎えるわけでございますから、今からちょうど準備していろいろなことを考えてほしいと思います。これは要望にとどめておきます。

次に、一六号の問題でございますが、これも確かにすばらしい計画であると思えますから、ぜひ行動をよろしく願います。

次に、四点目のごみ処理でございますが、今まで、ごみというのはすごく何か汚いとか、そういったイメージがありました。何かイメージチェンジできるような立場からの検討ということを考えられないかということにつきまして、再度御質問します。

それから、国有地ですが、今後未貸し付けについて何らかの有効利用をもう一度、市独自で国とは違った角度から有効利用が、駐車場をつくるのか、市独自の何か物を置くような施設ができないう点についても御質問しますし、それから、先ほどから言ってますが、当然、片や農耕をまじめにやろうとしている人、それと、片や不まじめに農耕をやるうとする人が歴然とあらわれるわけでございます。そういった意味におきまして、これからの農耕貸し付けという点について、どのように考えるかということにつきまして御質問します。

それから、総合福祉センターでございますが、地域のこれは確かに会館を建てたり、何か物をつくるというのは意外と

お金がかかりますが、意外と簡単なわけです。ただ、それを維持して、なおかつ後世にとどめるというふうな立場から、地域のボランティア活動を中心とした啓蒙運動、そういったものを実施できないかという点につきまして御質問いたします。

○議長（村尾栄次君） 三時五分まで休憩いたします。

午後二時五十五分 休憩

午後三時 六分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（小野光朗君） それでは、続きましてアスベスト問題について御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、先ほど田村議員さんがおっしゃったとおり、非常にアスベスト問題は複雑な問題の要素があるわけでございます。例えば、国の所管といたしましても労働省の方での安全基準とか、厚生省における大型ビルの室内環境とか、文部省の学校問題あるいは建設省におきましてはアスベストを使った建材の品質問題、あるいは環境庁におきましては大気汚染、さまざまな問題が複線しております。また現在、御指摘のとおり、また基準がはっきりしてございません。

そういったしまして、国自体がまだ基準がはっきりしてませんうちに、また用途が先ほどのとおり、三千種類程度の用途が多様に使われているわけでございます。それらにつきまして、市内の内容を、市内の事業所あるいは住宅等を調べるといいます。なかなかこれは技術的にもとても今の現状ではできないわけでございます。

といいますのは、市内におきまして、建物の壁とか屋根とか床とか、あるいは自動車のブレーキとか、もうさまざまな所に入っておりますので、これらにつきまして、もうちょっと国の動向等を見きわめながら進めてまいりたいと思っております。

次に、国有農地の件でございますけれども、未貸付地についての取り扱いでございますけれども、未貸付地は先ほど申し上げましたとおりの面積があるわけでございますけれども、何分にも土地の形状とか形態、あるいは今の現状はどの程度に管理が適切にされているのかといったふうな問題、あるいは旧地主の方々が、それに対してどういう意向を持っているのか、その活用の方でございまして、どういったふうな意向を持っているのか、さまざまな要素があるわけでございます。

ございます。これらにつきましては、市の方といたしましても何とかその辺を状況等については調べてはみたいとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。

それから、農耕貸し付けにおいても、耕作してない農家の方があったり、あるいは不耕作になっている所があるので不公平だというふうなことでございますが、これらにつきましても、こちらの方で調査いたしまして、また国、都の方とも相談を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○福祉部長（生子国利君） ただいまの地域ボランティアの活動の件でございますが、御提言の地域のボランティアにつきましては、この福祉行政では重要な役割をしておるわけですが、これから計画されています総合福祉センター等ができれば、そういうところのボランティアという活動を運用すれば財政的にも楽だということは考えられますけれど、そのセンターだけでなく、現在の情勢からして見てもボランティアの養成を急がなきゃならないと思うんです。

そこで、本年度から福生市ではボランティアのまちづくり推進事業というものを受けてまして、東京都下で十一市だけです、それを福生市で受けました。それで、社会福祉協議会と同時に、今社会福祉協議会におきましてボランティアの活動につきましているいろいろな施策をしております。そういうことで、現在、御承知のとおりボランティアのスクールを今開設するというふうなことになるっておりますし、それから、いろいろな研修、それから映画会、そういったものによってボランティアを極力活動がやりやすくなるような方法で、地域のボランティアをこれから推進していこうというふうな考えています。

そういうふうな状況で、今社協としても取り組んでおりますので、先ほどの御提言の点については、そういうような方法で市側としてもバックアップしていきたいというふうに考えています。以上です。

○一番（田村正秋君） 要望です。

アスベスト関係につきましては、またいろいろな方々と重なるかもしれませんが、特に私、要望するんですが、水道の中に一リットル当たり大変な数のアスベストが流れているというふうなことでございますが、これは私の案でございますが、蛇口に何らかのフィルターを取りつけられないか、そういったことをちょっと要望しておきます。まず、自分の健康を維持したい方にとってはフィルターを取りつけるような施策をぜひお願いしておきます。

次に、市のPRでございますが、とにかく市制誕生二十周年ということで、とにかく市のPR、福生市というイメージ

を高めていただきたいと思います。

次に、一六号でございますが、これも実際問題、その現場に行かないと、いろんな問題もあると思うんですが、あくまでも市民の側に立ったような行政で今後の一六号、歩道の整備等について行っていただきたいと思います。

次に、ごみ処理でございますが、とにかくすべてお金で回っているわけでございます。最近、スーパーの買い物袋がありますね。あれは昔、塩化ビニールでできてたんですが、最近では炭酸カルシウムにかわりまして、これも燃えるためには大変効率がよいということで、とにかくそういう施設をつくるに当たってもむだのない、すべて税金で回っているわけでございますから、むだのない効率のよいものを設置してくださるようお願いいたします。

次に、国有地でございますが、これは大変にもう昔の問題でありまして、今日に至っている経過というのはさまざまな問題があると思いますが、先ほど部長から御答弁がございましたが、実態はよくわからないということが確かにあると思いますが、今後、有効利用という観点におきまして福生市の国有地のあり方ですね、現在、どのようなようになっているか、そういったことについてももう少し調べてください。

それから、農耕貸し付けに関しましては、以前から都市農政を守ろうということ、さまざまな角度から、農業に対してもう一度農業をやるというふうな観点で、私も農地を守り、近郊の野菜等を守るような努力をしていきたいと思うし、今後とも市の方にそういったことを要望します。

次に、総合福祉センターですが、最近ちょっとおもしろいといっているんですが、余り耳なれないと思うんですが、おもちや図書館というのがあるんです。これは、今まではおもちやという子供が遊ぶんだ、それは当然子供が遊ぶんですが、身障者におもちやを与えることによって、端的に言うところと活性化ができるというふうな、そういったものなんですが、これをぜひ私は進めてほしいと思います。これはスウェーデンで生まれたんですが、たしか、もう三鷹で一たんおもちや図書館ができたんですが、もう各地にたくさんできておりまして、大変いい効率を生んだというふうなことを聞いております。ぜひ、総合福祉センターの中にもおもちや図書館を設置できるようにお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（村尾米次君） 次に、十五番齋藤 巽君。

（十五番 齋藤 巽君登壇）

○十五番（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、会議規則の規定によりまして、さきに通告いたしましたところに基きまして、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は四点でございます。第一点は、熊川土地区画整理事業について、第二点は、用途地域についてであり、第三点は、観光事業について、第四点は、相談事業についての四点でございます。

まず、第一点の熊川土地区画整理事業について御質問申し上げます。

熊川土地区画整理事業は、昭和五十九年度、A調査が終わり、続いて六十二年三月にはB調査も報告として、熊川の一部約二十五ヘクタールについて所定の調査を実施した結果がまとめられたものです。この第四章基本計画では、施行者は福生市、施行期間については、昭和六十四年五月から昭和七十一年三月までの約七年間とし、事業決定は昭和六十年と計画されております。また、権利関係から見ますと、権利者三百二十七人で、二百五十平米未満が二百四人、全体の約六二％です。また百平米未満は、六十一年で一八％となっております。また、この地域全体に最も多いのが百平米から二百平米が百八人、約三三％となっております。また、この地域の全体から見ますと非常に畑、山林、雑種地等が約六〇％と多くを占めています。

このような現況であり、最近の宅地化の進行状況から見ても、このまま放置すれば環境の悪い市街地となると考えられます。したがって早期に整備を要する地区としては、土地区画整理事業の施行による計画的な市街地の形成に資するものであるゆえ、市長並びに関係者皆さんの御努力に御期待申し上げるとともに、今後、御期待を申し上げます。そこでお伺いいたします。

一、B調査報告書に基づく説明会の内容について、ひとつ。二つとして、この地区内の都市計画道路についてでございます。三として、移転後やむなく必要とする代替についてでございます。四番として、計画概算額について。五番として、この地域は昭島との関係もございまして、昭島との関係について、以上、五点について市長並びに関係部長の答弁をお願いいたします。

二番として、用途地域についてでございます。

用途地域については、現在、福生市は昭和五十六年度に見直した変更を行ったものが使われております。また、この質

間もたびたび一般質問等にも出されております。市民の要望がいかに多いかということでございます。土地、住宅は生活の拠点であり、快適なる生活を送るためにも大切な財産であります。著しい土地値上がりにより、有効なる土地利用が必要とされております。経済状況、家族構成、老化等による建て替え、増築を希望する世帯は増加しつつあると思います。

昭和六十一年、東京都市計画地方審議会により、都における土地利用に関する基本方針についての用途地域等の見直しスケジュールを見ますと、昭和六十二年度、区市長による原案の作成をし、六十三年度決定と予定されております。原案づくりは本年でございます。用途地域は都市計画の基本とも言うべき土地利用計画の一環であるゆえ、都市緑化を含め重要な課題であると思います。

そこで、三点についてお尋ねをいたします。

まず、見直しの原案についての市の考え方。また、三割地区とこれは特に熊川に多いわけですが、熊川駅周辺等について。三番としまして、この熊川区画整理地区と拝島駅周辺についての以上三点でございます。

三番としまして、観光事業についてでございます。

今、日本経済は高度成長期を経て、一応物質的な豊かさの実現、その反面、都市の過密化、地価の高騰並びに緑の消失、さらにはストレスの増大の状況下、市民は、現在、物から心の充実を求める時代として、余暇活用と人生充実のため、観光、レジャー、文化活動等に積極的に生きがいを求める機会として活用されよう。また、増加しつつある自由時間が休暇制度の変化等により、まとまった形でとれるようになりつつあることから、観光の機会は徐々にではあるが、増大するものと見込まれます。

福生市は観光資源となるものが西多摩地域の中でも乏しいが、観光事業が地域振興に与える効果は大きいと思います。幸い、当市は七夕祭り、桜祭り、ほたる祭り等の観光行事もあり、関係者の御努力によりまして年々盛大となっております。また史跡等につきましては、玉川上水、牛浜の跨線橋、水喰土、長沢の遺跡、その他いろいろ建造物等もあります。

現在、この資源を広域にわたって周知させるとともに、身近な資源の開発と新たな資源の研究に努め、市民の余暇の活用、郷土への誇り、観光客の誘致、あわせて市の経済の活性化、市のイメージアップ等のためにも観光協会を設立すべきと思います。また、現在の担当課にて、今後の観光事業の発展と産業興し等を進めるためにも大変なるウエイトがかかり、

関係者には負担増となりかねないと思います。本来の職務に影響あるかとも考えられます。今後、観光協会をつくることによりまして大きく前進するものと思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、相談事業についてでございます。特に税務相談の実施についてお尋ねをいたします。

御承知のように、シャープ税制以来三十七年の歳月が経過しようとしている我が国の税制も、時代の変化とともに、いろんな意味で税のひずみが生じております。特に直間比率においては、昭和三十年度には、国税においてはほぼ五〇%であったものが、昭和六十一年度には、直接税が七四%になっております。また最近においては、地価の狂乱的な上昇とい、国民の税に対する関心や節税意識はますます高まっております。

このような時期において、市民の中には相続税、贈与税、譲渡に伴う所得税、あるいは住宅減税、医療減税等について相談してみたいという方がいると思います。市のお知らせを見ますと、十五種類ぐらいの相談業務が開設されておりますが、税の相談はどこにも該当するところがないので、お聞かせをいただきたいと思います。

もちろん税務署、税理士、商工会等に行けば相談はできるわけですが、市民の中には、いろいろな点で行きにくいことがあるかもしれません。市役所内に開設していただければ気軽に相談できると思いますので、現在の相談日の中に税の相談を行っていただけるか、相談日がないとしたら、私は、今後ぜひ税務相談を開設していただきたいと考えておりますので、市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、登壇による質問をさせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 齋藤議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点目の熊川土地区画整理事業について、現況と今後の計画についてでございますが、地元関係者への説明会は六月の議会における全員協議会でござんをいただきました概要報告書に加え、わかりやすくなるように作成いたしましたパンフレットを用いて行ったわけでございますが、八月の二十四日を皮切りに夜間四回と、月曜日の昼間も含めて延べ五日間実施いたしました。

その結果、出席者は百五十八名で、通知者数四百十名に対し約三九%でありました。引き続き、十月ごろ、これをフォローする説明会を開催するようにいたしまして、少なくとも六〇%以上の出席者を得るようにしたいと考えております。

さらに適当な世帯、隣組単位ぐらゐの話し合いなども試みるように指示をしてございます。

そのような中で、関係者の意向を把握すると同時に、一定のアンケート調査、つまり調査誌なるものを実施させまして区画整理の必要性についての理解度や事業実施への賛意なるものをつかみたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

次に、第二点の用途地域について、見直しについてでございますが、用途地域は建築活動に際しましての用途、形態規制であり、重要な土地利用計画の一環として、都市計画の三本柱の一つであります。それも施設計画と異なり、市民が建築活動を通じて実施するものですので、ですからそれぞれの必要性や資産力等によって大きな差が出てくる可能性があります。単なる近隣の問題では済まない地域レベルでの問題も発生しますので、慎重なる検討が要求されます。

したがって、この見直しに当たって東京都から示された基本方針、指定基準は現況を踏まえての物差しになっていて、七月初めに開催いたしました当市の都市計画審議会におきましても、これも遵守した見直し作業を進めることについての了解をいただいておりますので、現在は指定基準に準じた原案づくりをさせております。

なお、詳細につきましては部長から説明をいたしますので、よろしく願ひいたします。

次に、観光事業について、観光事業の振興と開発についてでございます。

観光の開発と振興には多くの意義があると存じます。それは市民の余暇の充実、さまざまな人との交流、市を愛し、誇りとする心の涵養、あるいは市のイメージアップ、経済の振興等を通じ、市の活性化に大きな役割があるからだと思存じます。

このような点から自然景観に恵まれない当市ではございますが、七夕祭り、あるいは桜祭り、あるいは先日の浜中議員さんの御質問にお答えしましたはたる祭り等の催しの充実や、ただいま御指摘の事業等の新たな開発を進めることが大事なことと存じます。

齋藤議員さんの先般の御質問も踏まえまして、今後、十分検討、努力してまいりたいと存じますので、よろしく願ひいたします。

次に、相談事業について、税務相談の実施についてお答えをいたします。

市のお知らせに掲載されている十五種類の無料相談のうち、税の相談はどこに該当するのかという御質問でございます

が、残念ながら税の相談ができる相談日はございません。

市税の関係につきましては、電話あるいは税務課の窓口でほとんど対応ができておりますが、国税の関係になりますと、わかる範囲内で市の職員が御説明申し上げておりますが、内容が複雑になりますと誤指導があつてはいけませんので、税務署等へ相談していただくようお願いをしております。

おっしゃるとおり、税務署へ行くということになりますと、距離的な問題や親しみの問題等で気軽に相談できない部分もあると思います。いずれにいたしましても、相続、贈与、譲渡所得等国税を主とする税の相談ということになりますと、税に関する専門的知識を持っておられます有資格者の方々の御協力をいただかなければ実施できない事業でございますので、御質問の趣旨を踏まえ、今後、他市町村の状況及び税理士会との調整等を含め検討させていきたいと存じますので、よろしく願ひいたします。

答弁にかえさせていただきます。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、ただいま市長が答弁いたしましたうち、熊川土地区画整理事業について、用途地域についての補足答弁をさせていただきます。

まず、箇条的に御質問いただいております内容でございますが、区画整理に関連いたしまして、先般行われました説明会の状況という御質問でございますが、これにつきましては、質問の主な内容についても申し上げますと、例えば減歩についてであるとか、あるいは事業の施行期間の問題であるとか、あるいは、これから建物建築する場合の規制の問題、それから、たまたま昭島市と境にございますので、昭島市との連携の問題、それから小規模宅地、ただいま御指摘をいただいておりますけれど、小さい宅地に対する対応をどうしていくんだと、そういう問題、それから借地の場合の取り扱いの問題、それから補償基準の問題、それから建ぺい率あるいは容積率が、この区画整理事業によってどう変わっていくのか、それから事業を進める上での施行順序、そんなものが質問された主な内容でございますが、そのうちの百六十名、大体四割――三九%の方にお出かけをいただいたと、そういうことで非常に何か真剣に受けとめていただきまして、御質問等についてもかなり積極的な御質問をいただいたと、そんなふうに一応理解をしております。

また意見等も、一応もう区画整理を前提とした形での意見等がかなり出ております。そのように一応理解しております。

それから、この区画整理区域内における都市計画道路についての考え方が、やはり住宅地域としての整備と、もう一つは、道路につきましましては生活道路と通過道路と、そういうふうな形で分け方になるわけでございますが、特に、既に都市計画決定がされてます陸橋通りから一六号に抜ける道路、こういったものに対して、それからほかには二本ほど今回の区画整理事業の中で、一応都市計画道路として予定をしています道路があるわけですが、それらについてはあくまでも、やはり住宅地の中の幹線道路だと、そういうことで、住環境、そういったものを優先させた形で道路整備をしていきたいと、そんな考え方から、既に御説明申し上げましたあの資料のような形で道路整備を計画しているわけでございます。

それから、もう一つ、道路については当然生活道路等については、なかなか通過道路というような形の性格が出てくるという問題が多いと、そんなことから、できるだけそういうふうな配慮をした上での生活道路の整備、そんなことも一応あの中では考えております。

それから、移転に伴う代替地というような御質問でございますけれど、これは区画整理事業でございます、特に買取方式とは違ひまして、移転というような問題は、この区画整理事業の中では余り考えないわけでございますけれど、例えばその土地の地型の問題あるいは面積の問題、そういったものをそれぞれが縮み合うという言い方をするんですけど、できるだけ減歩というような形で協力をいただきました、それで全体を整備をしていくと、そういうことでございしますが、今の用地についてはそういうことで、一応それぞれ自分たちのお住まい、あるいは自分たちが持っている土地、その土地の近くに換地が行われると、そういうことでございまして、特に代替というようなことについては考えてございません。

ただ、過小宅地なんかの場合の減歩緩和という問題がございまして、こういうものはこれから問題になってくるわけでございますが、今までの区画整理の中でもそういう方法を一応とらせてもらっておりますが、減歩を緩和いたしまして、その緩和用地をできれば施行者が確保してと、それで減歩を緩和していく。そのかわりに、その減歩を緩和する部分を清算という形で処理させてもらうと、そういう方法が一応とられると思います。これは、これからの問題でございますが、そういう方法が一つあるわけでございます。

それから、もう一点、概算事業費というふうなお話でございしますが、これは、この間の概算の資料の中にも載っております。

います、一応、今時点で計算をいたしまして大体百十四億円程度の事業がかかるだろうと考えております。これは、減歩が行われまして保留地減歩に伴う事業収入、そういったものを見込みました上での数字でございます。

それから、昭島市等の関係でございますが、これについては既に昭島市の方へは当然整備される道路、それがそこでとまるというわけにもいきませんもので、昭島市の方へはとりあえず一応話はしてございます。

具体的問題としましては、一応都市計画としての決定が行われた後と、そういう順序になるかと思いますが、そんな形で昭島市との連携を深めながら、できるだけ整備を進めさせていただきたいと、そのように一応考えております。

それから、用途地域に関係してでございますけれど、これにつきましては何点かについて御質問をいただいておりますが、基本的な見直しの市の考え方と、そういうお話でございますが、市としましては、今回の見直しにつきましては東京都が一つの基準を示してございます。その基準を一応尊重する形で見直しを行っていききたいと、そんなふうに思います。

ただ、今までの審議会等へ内容等説明した中では、いろいろ議会側からいろいろ御質問をいただいております。容積率あるいは建ぺい率を引き上げるということを前提にしての御質問をいただいております。そういうこともいただいておりますが、特に、この時期は御案内のように、地価の高騰という問題もございしますし、容積率、建ぺい率を仮に引き上げたときに、そういったものがそういう地価にどういうふうな形ではねかえってくるのか、そういう問題も当然考えていかねければいけないだろうと、そんなふうに一応思っております。

そんなことで、現在、都が示している基準と申しますのは、現在の土地利用の実態、そういったものを尊重した形で見直しを行いなさいと、そういうことでございますが、今まで、議会を通じての御指摘等もございしますので、それらを参考にしながら原案等についてはつくっていかねばだろうと、そんなふうに考えております。

いずれにいたしましても、ある程度原案ができましたら都計審あるいは議会とも御相談をすべきことが多々あるんであらうと、そのように考えております。

それから、三割地域の関係でございますけれど、これについては、今市内の三割——一種住専の中の建ぺい率が三割という御指摘だと思いますけれど、五四%の地域について三割地域と言われる一種住専が残されております。これは、よその市と比較しますと必ずしも福生が極端に何か三割地区が多いと、そういう状況ではございませんで、やはり中央線の沿線等についても非常に何か三割地域については残されていると、そういう現況がございします。

一方では住環境をある程度考慮に入れながら土地利用を図っていくと、そんなふうな形で、大変何か両方両立させることは難しいわけでございますけれど、できるだけ原案ができましたらまた市民への説明等を行いまして、そうした中でコンセンサスを図っていくような努力をしていきたいと、そのように思います。

それから、熊川駅周辺の見直しというようになことでございますけれど、今、熊川駅についてはちょうど南側に改札がございまして、あの改札があるというふうなことも一つあるんですけど、あの地域については今二種住専になってございます。これから、あの部分についてどうするか、例えば住居地域に引き上げていくのか、あるいは近隣商業地域に将来持つていくのかと、そういう問題があるわけですが、今時点では、あそここの部分については段階的な改正でございますので、地元の了解あるいは全体の調査の中で、あるいは住居地域ぐらいと、そんなことになるうかとも思います。それから、熊川駅周辺ということになりますと、北側の問題が出てくるわけですが、北側につきましては、たまたま改札がないということもございまして、現在、一種住専でございまして、建ぺい率等も、あるいは容積率三〇、六〇と、そういう状況になっているわけですが、これについてはなかなか改札がある方と同じような形でと、そういうわけにはなかなかないと思いますが、よく調査した上で、それなりに見直しをしていきたいと、そのように考えております。

それから、拝島駅周辺ということでございますが、これは、ちょうど南側の部分については近隣商業地域になってございます。一部何か住居専用地域もあるようでございますが、北側については玉川上水の北側の部分が二種住専というような形でございます。双方ともちょうど行政界を接していると、そういう関係がございしますので、昭島との調整をした上で見直しできるものについては見直しをしていきたい、そんなふうと考えております。

ただ、拝島の北口については一部住居地域に編入をした方がいかななんでも一応考えておりますが、いずれにしてもそれらについてはもう少し作業を進めた上で原案の中へ実態に合わせた形での見直しをしていきたいと、このように考えております。

以上、私の方から区画整理と用途地域について市長の補足答弁とさせていただきます。

○市長（田村匡雄君） 申しわけございませんけれども、先ほど熊川土地区画整理事業の答弁の中で、八月二十四日を皮切りに夜間四回と日曜日の昼間と申し上げるところを、月曜日と申し上げたようでございますので、日曜日に御訂正をお願いいたします。

いいいたします。

○市民部長（小野光朗君） 補足答弁をおくれまして申しわけございません。

御質問の、多分観光でもって市の経済課の方での事務従事の状態だと思っておりますけれども、今、福生市の経済課の方では桜祭りが四月に始まるわけでございますけれども、事務的にはうちの方として始めてますのは一月下旬から既に桜祭りの準備に入っているわけでございます。そして四月の下旬でもって終わるわけで、三月間かかっているわけでございますけれども、二月下旬から四月下旬にかけては準備とか片づけとか、そういうところで桜祭りに専念するということが主体になっております。

次に、七夕の事務従事関係でございますけれども、二月から八月の七月間入っているわけでございます。うちに経済課が専従するのが五月中旬から八月の間というふうになっております。

いろいろと桜祭り、七夕祭りとございまして、市の経済課といたしましても、そういう意味で市のイメージアップ、あるいは市の産業振興あるいはお祭りの発展、そういうふうなことを考えまして現在そういうふうなところに事務的には従事している状態でございます。以上でございます。

○十五番（齋藤 巽君） 自席から再質問をさせていただきます。

ただいま市長並びに担当部長から答弁をいただきました。大体わかりまして、まことにありがとうございました。二、三点について質問をさせていただきます。

まず、区画整理事業についてでございますが、先ほど答弁をいただきましたが、概要書の中に、さらにわかりやすいパンフレットまでつくりまして、地元の説明会、特に暑い日、夜また昼間と終始説明の質問、質疑応答に積極的に取り組まれたわけでございます。大変御苦労さまで感謝申し上げます。

また答弁の中に四百十名という地権者、また該当する方々がおられる中で、出席者が百五十八名、三九%ということでございまして、やはり残りの六〇%が非常にこれは多いわけでございます。これからまたC調査に向かいますアンケート調査とか世帯、または隣組等の細かい話し合いをするということでございますが、やはり来られる方は大体その趣旨に賛同される方と、また、よく聞きたいという方が多いんだと思えますし、また小さい、いろいろの勤めの関係その他で来られなかった方が大変多いというわけで、これらの方については十二分に趣旨を徹底させなきゃならないので、これか